

## 高額医療費資金及び出産費資金の貸付について

入院、出産等における組合員の一時的な資金のつなぎとして、資金の貸付を行います。

- ・高額医療費資金の貸付

保険診療にかかる一部負担金が高額であるため、支払いが困難である組合員に対し、高額療養費が支払われるまでの間、資金の貸付を行います。

貸付額は、必要金額の8割まで、又は、高額療養費の還付予定額までのどちらか低い金額となります。詳しくは、組合までお問い合わせください。

- ・出産費資金の貸付

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる被保険者に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、資金の貸付を行います。

貸付額は、出産育児一時金の支給額の範囲内となります。詳しくは、組合までお問い合わせください。